

鹿 児 島 県 公 報

令和3年11月5日（金）第258号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

（収用委員会取扱い） 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和3年11月5日

鹿児島県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「芦北出水道路」・熊本県水俣市ひばりヶ丘地内から鹿児島県出水市明神町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに一般国道，市道，二級河川，農業用道路及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した権利に係る土地又は河川の敷地の所在

(1) 収用の部分

権利の種類	権利の目的であり，又は当該権利に係る土地，河川の敷地，海底又は水若しくは立木，建物その他土地に定着する物件のある土地の所在	面積（㎡）
漁業権 （第5種共同漁業）	（二級河川米之津川水系米之津川） 下流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内 左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 から 上流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内 左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 まで	173.27

(2) 使用の部分

権利の種類	権利の目的であり，又は当該権利に係る土地，河川の敷地，海底又は水若しくは立木，建物その他土地に定着する物件のある土地の所在	面積（㎡）
漁業権 （第5種共同漁業）	（二級河川米之津川水系米之津川） 下流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内 左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 から 上流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内 左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 まで	4,178.73

4 当該権利者の氏名及び住所

広瀬川漁業協同組合 代表理事 鳥里一義

鹿児島県出水市緑町39番19号

5 当該権利に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類

なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和3年10月27日